

令和7年 八潮市農業委員会8月総会 議事録

1 開催日 令和7年8月25日(月)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所会議室3-4

4 出席委員 15名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 3番 大塚 一宏

10番 松田 淳一

4番 齋藤 富子

11番 篠木 秀彦

5番 福岡 達則

12番 石井 清巳

6番 飯山 敏行

13番 関根 幸子

7番 新井 孝美

14番 荻野 透

8番 鈴木 隆

15番 白倉 明久

9番 田中 幸夫

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

7 議事

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について(照会)

8 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認につ

いて

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 平野 麗子

主任 矢川 貴法

開会 午後2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会8月総会を開催いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とございます。在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日は欠席者がおりませんので15名出席でございます。本日の農業委員会は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めまして、こんにちは。

ここ数日、体温を上回る気温でございまして、皆さんもひたすら耐えているかと思いますが、最近、特に春が短く、秋も短い、そういうふうにお感じになっているかと思いますが、日本は四季がはっきりしているというところがございますけれども、最近はそれもあやふやでございまして、5月半ばから、もう夏だ、そういう季節を一つ設けまして、また、9月の中旬から10月に、まだ夏だ、そういう季節を設けたほうが良いような最近の気象状況でございます。

今日から八潮市内でも小学校、中学校が2学期も始まりまして、この1週間は目白押しなんだなということを感じたところでございます。

8月2日に枝豆収穫体験ですか、これを駅前の農地で行いまして、それから、先日の21日に羽生で毎年行われております農地利用最適化の研修会に臼倉委員、飯山委員、そして鈴木代理、私が行ってまいりました。大変暑い1日でございました。空調もちょっと甘かったのか、結構暑かったです。

それから、22、23日と駅前の公園のほうで夜市が行われまして、瀧沢局長と小林部長と暑い中参加しておりました。また、そのイベントに鈴木隆委員、あと松田委員、福岡委員、暑い中火を使うそばで、フランクフルトとか、焼きそばを暑い中で励んでおりましたので、ご苦労さまでございました。

そして今週の27日に農業祭の実行委員会が行われます。まだ暑いさなかでございますけれ

ども、12月に向けて滑り出すような状況でございますので、関係の委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日も幾つか議題がございますので、慎重なるご審議をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。資料の不足、乱丁等がある場合には、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願ひます。

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| ① 八潮市農業委員会 8月総会次第 | A 4 |
| ② 生産緑地地区の都市計画の変更(案)について | (資料1 - 0) |
| ③ 生産緑地地区の都市計画の変更について | (資料 - 1) |
| ④ 生産緑地地区の都市計画の変更について 変更概略図 | (資料 - 2) |
| ⑤ 生産緑地の買取り申出に伴う所得のあっせんについて(依頼) | (資料 - 3) |
| ⑥ 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見照会について(依頼) | (資料 - 4) |
| ⑦ 県内における遊休状態の農業用施設に関する状況調査の実施について(依頼) | (資料 - 5) |
| ⑧ 八潮市農業委員会慶弔規程 | (資料 - 6) |
| ⑨ 農業委員会活動記録簿(8~9月分) | |

以上、9点となります。資料の漏れ等はございませんでしょうか。

———— 委員より「大丈夫です」の声あり ————

○事務局長 ないようなので、それでは、次第に基づいて議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願ひいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願ひいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、着座にて失礼させていただきます。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、6番の飯山敏行委員、11番、篠木秀彦委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第13号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入ります。

議案第13号の1 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 次第の1ページ目、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件。

番号1、申請人住所・氏名、譲受人、〇〇〇市〇〇〇町〇〇番地〇〇、〇〇〇、株式会社〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇番〇〇、登記地目は田で、現況は畑です。地積は〇〇〇平米です。

次に、お隣の2ページをご覧ください。

許可申請の内容といたしましては、所有権移転（売買）です。

申請地の概要といたしましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内的の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地でございます。

申請目的は資材置場の新設で、申請理由は、現在、賃貸している資材置場より使いやすい申請地を購入して資材置場を移転したく申請するものであるとのことです。

資金計画・調達計画につきましては、ご覧のとおりで、自己資金で賄うとのことです。

周囲農地への被害防除につきましては、外構を設置し、隣接地への土砂の流出入はしないとのことです。

次に、めくっていただき、3ページをご覧ください。

場所のご説明をさせていただきます。

市役所の〇側から〇〇〇通りを〇〇〇メートル〇〇し、〇〇〇の交差点を〇折、〇〇〇線を〇〇〇交差点を過ぎて〇〇、〇〇〇キロメートル進み、〇〇〇交差点を〇折して、〇〇〇

線を〇〇方面に〇折します。〇〇〇線を〇〇〇メートルほど進み、〇〇〇の交差点の手前で〇折、〇〇〇を〇〇〇メートルほど進むと〇手をご覧の申請地でございます。

右側の4ページをご覧ください。こちらは土地利用計画図でございます。上が北側で、南側に道路に接していて、〇〇〇側でございます。

工事の内容は、整地程度、切土、盛土はありませんということと、砂利敷きとのことです。現地の様子は、めくっていただきまして5ページ目、①番、②番とも南側からの写真です。事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の12番、石井清巳委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○12番（石井清巳委員） 12番、石井です。

先週、市の職員より連絡がありまして、現地を確認したのですけれども、写真の①番を見ていただきたいのですけれども、ここに看板みたいのが端のほうにありますね。立て看板みたいのが、こちらのほうはもう2年くらい前から立ってまして、何か敷地というか、売却の予定のような感じで立っていたんですね。ですから、パトロールの際、気にしていただいていたのですけれども、管理としては草を刈るくらいの管理だったのですけれども、最近見ましたら、一応うなって、草も除草して耕作ができるような形にはなっているかと思います。

以上です。

○議長 はい、分かりました。ありがとうございます。

ただいま事務局と12番、石井清巳委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきましてご説明がございましたので、何かご質問等、ご意見等ございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いいたします。

8番、鈴木隆委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

この①番の写真を見ていただくと、資材置場なので車の出入りがきつとあると思うんですけども、橋、4ページの出入口の橋が右側に寄っちゃっているんですけども、これは車は入っていけるのかなと思ひまして、石井さん、どうですか。

○12番（石井清巳委員） 車は入れるのは入れます。ちょっとした2tトラックくらいの。

○8番（鈴木 隆委員） 大丈夫ですか。出入口が、すみません。

○12番（石井清巳委員） 結構、間口はあります。

○8番（鈴木 隆委員） あ、そうですか。

○事務局 出入口と書いてあるところ、水路の上に占用部分の少し先に寸法が手書きで書いてあるのが4.5メートルとなっております。実際にこの土地に停める予定の車を車検証で確認

しますと自動車の種別は小型の貨物、自家用のダンプとなっておりますので、幅員が4.5メートルの間口があれば十分出入りはできるかと思えます。

以上です。

○議長 3の図面を見ると、①のところから出入りするという、3ページによると。②からは入れない。

○8番（鈴木 隆委員） 出入口はこれ1個しかないから。

○事務局 入れない。

○3番（大塚宏一委員） 橋が架かってないということ。

○事務局 架かってはいるんです。

○8番（鈴木 隆委員） こっちから来れるのか。

○6番（飯山敏行委員） 1本の橋ということ、だから頭のところ。

○8番（鈴木 隆委員） 切り返してね。

ちょっと鋭角に回っていかないと入れないと思うんですよね。今石井さんに聞いたら入れるようなことを言っていたので。

○議長 ここは事務局と私と代理で一応確認はしています。

○8番（鈴木 隆委員） あ、見に行ったんですか。ああ、そうですか。ありがとうございました。

○議長 6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） ちょっといいですか、6番、飯山です。

補足なんですけれども、ここって〇〇〇号線の側道になっていますから、たしか〇〇か何かも絡んでくるんですよね。側道だから絡むと、その用水路に橋が架かっているんですよね。それって、ちょっと質問なんですけれども、もし、これはもうもともと架かっていたものなんですか。

○議長 事務局。

○事務局 3ページ目の住宅地図にご覧のとおり、おっしゃるとおり、申請地の南側を側水路が走っていて、その上を橋が架かっています…

○6番（飯山敏行委員） もう架かっている状態で。

○事務局 もともとあるものです。

○6番（飯山敏行委員） あ、もともとなんですか。

○事務局 はい、新たに何かをするようなことは聞いていません。

○6番（飯山敏行委員） 自分で架けたりするとお金が非常に高い金額になるので、〇〇が絡むと厚みまで指定されるので、自分でやられたのかなと思ひまして。

○12番（石井清巳委員） 側道と一緒に造ったんだ。

○6番（飯山敏行委員） そうなんですか。

○議長 ほかにございますか。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

4ページの真ん中辺に「隣地畑に通れるようにフェンスを一部空けておく予定」とか出ているのですが、右側の畑、この畑の人が入り口がない。

○12番（石井清巳委員） これはこちら側へも入れるし、東側からも入れます。東側がこの地図でいうと○○とありますね。○○の横が一応歩道みたいな幅2メートルくらいの幅がある。前よりきれいになって通りやすくなる。

○3番（大塚一宏委員） 何で別に、では要らないじゃないのか。

○12番（石井清巳委員） でもフェンスだから。

○事務局 「隣地畑に通れるようにフェンスを一部空けておく予定」という注釈については、こちらの農地転用許可申請に先立ちまして、隣接する農地をお持ちの方の承諾書という書類をやり取りしていたんですけれども、やり取りしている中で、もちろん隣接農地を所有の地主さんから農地転用許可申請することについての異議はないということで書類はいただいているんですけれども、われらも現場を調査した際に、畑を出入りする方がこの土地を通っているのを見まして、ここを実際今通っているんですけれども、ふさいで大丈夫なのかと代理人に聞いたところ、ではそういう措置をしますと。こちらからお話をしたら措置しますと言われたようなところですので、先ほど石井委員さんがお話をされていたとおり、東側の水路の脇の部分も一人一人自転車を押して通るだけの幅はありますので、何ら問題はないと思います。

以上です。

○3番（大塚一宏委員） では、この申請人が許可したというか、開けていい、ああ、親切な方だね。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。

議案第13号の1につきまして、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第13号の2に入ります。

議案第13号の2 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号の2、申請人住所・氏名、譲受人、〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、譲渡人、〇〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇〇番〇〇、登記地目は田で現況は畑です。地積は〇〇〇平米です。

次に、めくっていただきまして、7ページ目をご説明させていただきます。

許可申請の内容は、権利の内容、所有権移転（売買）です。

申請地の概要といたしましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地でございます。

申請の目的は資材置場で、申請理由は、現在賃貸している資材置場より使いやすい申請地を購入し、資材置場を移転したく申請するものです。

資金計画・調達計画につきましては、ご覧の金額を自己資金で賄うとのことです。

周囲農地への被害防除については、コンクリートブロック塀で囲われており、特に周辺への影響は生じないとのことです。

次に、お隣の8ページをご覧ください。場所のご説明をさせていただきます。

市役所の〇側から〇〇〇通りを〇〇〇メートル〇〇し、〇〇〇の交差点を〇折、〇〇〇線を〇〇〇メートルほど進んだ〇手側が今回の申請地でございます。

めくっていただきまして、9ページ目が土地利用計画図でございます。上が北側で、西側、左手側が〇〇〇線でございます。

工事の内容は、整地程度で、砂利敷きとのことです。

現地の様子につきましては、お隣の10ページ目の写真です。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の6番飯山敏行委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

申請地なんですけれども、事務局さんのほうから調査依頼されまして、18日に申請地を見てまいりました。ここの土地は、〇〇沿いで、皆さんよく目耳にしていると思うんですけども、この土地は昔からというか、かなり前から家庭菜園に貸しておりまして、借りている方が非常に几帳面な方で、1年を通して作付されている、耕作管理している土地だと認識しました。そして今現在も、私が見に行ったときにオクラ、そしてスイカ等を栽培されていて、十分農地として管理されている状態でした。

以上、報告いたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と6番、飯山敏行委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いいたします。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ございせんか。よろしいですか。

ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思ひます。

議案第13号の2につきまして、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 挙手全員でござひますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第14号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件でござひます。

こちらは、お配りしてあります資料4で、8月13日付で市長部局よりまいった依頼に基づくご審議のお願いでござひます。

番号の1、借受人住所・氏名、〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん、貸付人住所・氏名、〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇〇番〇〇と〇〇、地目は畑、面積の合計が〇〇〇平米でござひます。権利の内容は6年間の賃貸借の設定でござひます。申請の理由は、従前より利用権設定をしておりますが、新たな法律で中間管理権の設定をしまして、内容は同じですが、貸借を継続するというものでござひます。

申請人は農地の全てを効率的に利用し、耕作等事業を行う見込みで、必要な農作業に常時従事し、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさず、地域のほかの農業者との適切な役割分担など継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるとみなし、農業専従者は2名、年間従事日数は330日と250日、現に耕作に供している農用地の面積といたしましては〇〇〇平米で、主な作物として小松菜、枝豆、ネギ、サトイモ、ジャガイモ等を栽培しております。所有農機具は耕耘機が3台、トラックを1台所有されております。

次に、場所の説明をいたします。隣の12ページ目をご覧ください。

八潮市役所〇側の出口を出ましてすぐに〇折し、〇側に向かひます。〇〇〇に向かつて〇〇〇メートルほど進み、〇〇〇を〇折し、〇〇〇を〇折、〇〇〇の信号を〇進し、〇〇に突

き当たったところで〇折します。〇〇沿いに〇進しまして〇〇〇に到着した際に、〇〇〇の〇道をそのまま〇〇〇メートルほど〇進し、〇〇〇を〇折、〇〇〇メートル進んだ場所でございます。

現地の様子は13ページ目でございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして地区担当の9番、田中幸夫委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○9番（田中幸夫委員） 9番、田中です。

今回は延長ということなので何の問題もありませんでした。1番は草が結構生えているんですけども、今年かなり暑くて、今、日射病にかかったりあれなので、草取りはちょっとできないということで、よくなったら後で取るそうです。あとは何の問題もないと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と9番、田中幸夫委員より農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 何かございますか。

ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

議案第14号について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の14ページをご覧ください。

まず、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届につきましては、記載のとおり、駐車場、敷地2件の届出を受理いたしました。

次に、ページをめくっていただいて、次第の15ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のと

おり、住宅敷地 4 件、保育所敷地 1 件、共同住宅敷地 2 件の合計 7 件の届出を受理いたしました。

このうち 4 番につきましては、先月 5 番で届出のあった住宅敷地について、先月の届出時には該当の筆が地積更正中のため、前回届出ができなかったと聞いております。

次に、17ページをご覧ください。

農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の要件確認について説明いたします。

まず初めに、農地所有適格法人としては、農地等の権利を取得し、農業を行うことのできる法人です。法人が農地等の権利を取得するには、農地法第 3 条により農業委員会の許可を受けることが必要ですが、この場合には法人の形態等法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人の条件を満たしていないとならないとなっております。また、法第 6 条第 1 項の規定により、農地所有適格法人は毎企業年度の終了 3 か月以内に事業の状況を農業委員会に報告することが義務づけられております。今回の報告のありました〇〇〇さんから、次第には添付してございませんが、7月14日付で農地所有適格法人報告書の提出があり、報告が終わりましたので報告するものです。

内容については、次第17ページの内容のとおりです。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後に質問がありましたらお願いをいたします。14ページから17ページでございます。それでは、お目直しをお願いいたします。

———— 資料確認 ————

○議長 よろしいですか。

それでは、転用等届出受理報告について何かご質問がございましたら、お願いをいたします。

4条の1と5条の5、これの概要について説明してください。

○事務局 説明いたします。

当初、14ページの1番、こちらは第4条の第1項第7号の届出をしまして、7月1日付で届出人の方から農地転用、元々の建物を建てる土地として農地転用の届出ということでこちらの申請のほうはありました。

その後、こちらの5番としまして、所有権のほうを届出人、譲受人の方がこちらの方に所有権移転をするというような形で、第5条の届出というのが7月22日付でこちらのほうに申請されまして、こちらのほうの届出、7月22日に届出を出していただいたほうを確認したところ、現在まだ農地となっているところですので、農地法5条の届出も承認のほうの一応受

付は行いました。

市街化区域内は農地転用については届出であることができるということで、農業委員会事務局に法律で定まった書類が全てそろった状態で効力を発するとなっています。農業委員会事務局に自己転用しますというふうな効力を持った書類を作ってくださいというふうな届出がありましたため、受理通知を交付しました。それを手元に持った方が土地についてどうするかお考えになった際に、自己転用ではなくて、所有権移転などの権利の移転を伴う効力を持った書類がやはり欲しかったと思ったら、所有権移転などの登記を行う前に、効力を発する書類の作成を再度こちらに届出をしてきたというのが、今回の同一の地番において届出が重複したように見えるということになったものと考えられます。

○議長 4条で出した……、その後、でも売買したいのなら、欲しいという人がいれば、あれば所有権移転のほうに移った、そういうふうに解釈して。

○事務局 そうですね、はい、多分、自分でこれで地目変更登記をすれば、農地以外のものになるので自由気ままに所有権移転できるかなというふうに思ったけれども、実際にプロに頼むと地目変更登記もお金がかかるし、所有権移転の登記もお金がかかるし、だったら一遍にやったほうがいいなというふうに思ったのかもしれないです。

○議長 皆さん、今のでお分かりになりましたか。

4条において農地を宅地に変えたんですね、その所有地を。多分このときには自分で宅地にして何かをしよう。農地を外したんだよね。そこへ欲しいという人が現れて、ではそれで所有権で売買しようということになって、それで所有権移転のほうで、5条でまた出してきた。一遍に5条でしちゃえば、1回で済んだんですけれども、4条をやって、5条と。

よろしいですか。ある程度ご理解いただいているような気がします。

ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりといいたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、協議事項が1件、依頼事項2件、報告事項が1件、連絡事項が1件ございます。

では、ここで、公園みどり課の方、入室をお願いいたします。

———— 公園みどり課職員入室 ————

○議長 初めに、協議事項1件目、生産緑地地区に関する都市計画の変更案につきまして、生産緑地法施行規則第1条の規定により、農業委員会に意見を聞くことができるとされているところでございます。本日、公園みどり課の職員の方にいらしていただいておりますので、説明をお願いいたします。

○公園みどり課長 皆様、こんにちは。

公園みどり課長の本間です。どうぞよろしくをお願いいたします。

農業委員の皆様におかれましては、日ごろより公園緑地行政にご理解とご協力を賜りまして、心よりお礼を申し上げます。

本日は、生産緑地地区の都市計画の変更案を作成いたしましたので、生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、本委員会にご意見を伺うものでございます。

概要といたしましては、変更が4件、廃止が7件、追加が1件となっております。

それでは、詳細につきましては、担当職員から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○公園みどり課計画係 公園みどり課計画係の峰川です。

それでは、生産緑地地区の都市計画の変更の説明をさせていただきます。

お手元の配付資料1、資料2をご用意ください。

既に8月6日付で、市長から農業委員会会長宛てに協議を依頼しており、生産緑地地区に関する都市計画の変更(案)について、八潮市農業委員会の意見を求めるものでございます。

まず、資料1の1ページ、右上が様式7となっている草加都市計画生産緑地地区の変更(八潮市決定)をご覧ください。

こちらは、生産緑地地区の都市計画の変更(案)になります。

今回の変更は、4地区の変更、7地区の廃止、1地区の追加となります。

それでは、資料1の3ページの右上が様式9となっている変更概要書と資料2の1ページの変更概要図を用意していただき、並べてご覧ください。

資料1の変更概要書は、左から地区の名称、変更の内容となっており、地区ごとに変更の内容が記載されております。

資料2の変更概要図は、黄色の着色箇所は廃止箇所、残りの赤線に囲われた箇所は変更後の区域となっております。

まず、資料1の変更概要書の2ページの一番上の八潮南部97号生産緑地地区と資料2の変更概要図の1ページを併せてご覧ください。

八潮南部97号生産緑地地区の変更内容は、農業従事者の死亡により、行為制限の解除に伴い、面積0.67ヘクタールのうち、約0.16ヘクタールを削除し、約0.51ヘクタールへの変更となります。

次に、変更概要書の2ページ目の上から2行目の八潮南部22号生産緑地地区と同じく変更概要図の1ページを併せてご覧ください。

八潮南部22号生産緑地地区の変更内容は、農業従事者の故障により、行為制限の解除に伴い、面積約0.50ヘクタールのうち、約0.10ヘクタールを削除し、約0.40ヘクタールへの変更となります。

次に、変更概要書の2ページ目の上から3行目の八潮72号生産緑地地区と変更概要図の2ページを併せてご覧ください。

八潮72号生産緑地地区の変更内容は、農業従事者の死亡により、行為制限の解除に伴い、面積約0.19ヘクタールのうち、約0.14ヘクタールを削除し、約0.05ヘクタールへの変更となります。

次に、変更概要書の2ページ目の上から4行目の八潮93-1号生産緑地地区と変更概要図の3ページを併せてご覧ください。

八潮93-1号生産緑地地区の変更内容は、農業従事者の死亡により、行為制限の解除に伴い、面積約0.18ヘクタールのうち、約0.04ヘクタールを削除し、約0.14ヘクタールへの変更となります。

次に、変更概要書の2ページ目の上から5行目の八潮116号生産緑地地区と同じく変更概要図の3ページを併せてご覧ください。

八潮116号生産緑地地区の変更内容は、農業従事者の死亡により、行為制限の解除に伴い、面積約0.08ヘクタールの廃止となります。

次に、変更概要書の2ページ目の上から6行目の八潮73号生産緑地地区と変更概要図の2ページを併せてご覧ください。

八潮73号生産緑地地区の変更内容は、農業従事者の死亡により、行為制限の解除に伴い、面積約0.05ヘクタールの廃止となります。

次に、変更概要書の3ページ目の上から1行目の八潮南部26号生産緑地地区と同じく変更概要図の1ページを併せてご覧ください。

八潮南部26号生産緑地地区の変更内容は、農業従事者の故障により、行為制限の解除に伴い、面積約0.10ヘクタールの廃止となります。

次に、変更概要書の3ページ目の上から2行目の八潮41号生産緑地地区と変更概要図の4ページを併せてご覧ください。

八潮41号生産緑地地区の変更内容は、告示から30年経過により、行為制限の解除に伴い、面積約0.06ヘクタールの廃止となります。

次に、変更概要書の3ページ目の上から3行目の八潮南部46号生産緑地地区と変更概要図の5ページを併せてご覧ください。

八潮南部46号生産緑地地区の変更内容は、農業従事者の死亡により、行為制限の解除に伴い、面積約0.09ヘクタールの廃止となります。

次に、変更概要書の3ページ目の上から4行目の八潮2011-7号生産緑地地区と変更概要図の6ページを併せてご覧ください。

八潮2011-7号生産緑地地区の変更内容は、農業従事者の死亡により、行為制限の解除に伴い、面積約0.05ヘクタールの廃止となります。

次に、変更概要書の3ページ目の上から5行目の八潮60号生産緑地地区と変更概要図の7ページを併せてご覧ください。

八潮60号生産緑地地区の変更内容は、農業従事者の死亡により、行為制限の解除に伴い、面積約0.17ヘクタールの廃止となります。

次に、変更概要書の3ページ目の上から6行目の八潮2025号生産緑地地区と変更概要図の8ページを併せてご覧ください。

位置としましては大原児童公園の北となり、赤色で着色された箇所となります。右側の変更内容は、八潮市生産緑地地区追加指定基準に基づき、面積約0.04ヘクタールが追加となります。

続きまして、資料1の4ページを生産緑地地区の面積及びその推移をご覧ください。

こちらの表は、平成4年に生産緑地地区を都市計画の決定を行ってからこれまでの地区数及び面積の推移となっております。

5ページをめくっていただき、表の下段の令和6年12月3日の欄をご覧ください。地区数165地区、面積24.35ヘクタールとなっております。

今回の都市計画変更により、地区数は159地区となっており、面積は1.0ヘクタール減の23.35ヘクタールとなる予定です。

次ページからの参考資料につきましては、今回説明させていただいた地区の住所や所有者のリストとなっているので、後ほどご覧ください。

生産緑地地区の変更について、説明は以上になります。

○議長 ありがとうございました。

ただいま公園みどり課より、生産緑地地区の都市計画の変更（案）につきましてご説明がございましたが、何か質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

———— 委員より意見なし ————

○議長 よろしいですか。では、今回の生産緑地地区の都市計画変更（案）につきましては、支障なしということをお願いをいたします。

本間様、峰川様、ありがとうございました。

○議長 次に、依頼事項1件目、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料の3をご覧ください。

申出地の概要といたしましては、八潮〇〇号生産緑地、土地の所在は大字〇〇〇字〇〇〇〇〇番〇〇外6筆で、面積の合計は〇〇〇平米でございます。

こちらの買取価格が1枚めくっていただきました(4)の金額でございまして、平米当たり換算いたしますと〇〇〇円、坪当たりが約〇〇〇円です。

参考までに近隣の地価公示価格でございますが、八潮6が伊勢野字根通64番19で平米当たり12万8,000円、坪当たり42万2,400円、八潮の2が木曽根字上942番3で、平米当たり10万2,000円、坪当たり33万6,600円です。

詳細はお隣の案内図でございますが、〇〇〇さんの〇側でございます。

こちらの買取申出地は6月の総会、議案第10号で主たる従事者証明を行った場所でございます。その後、買取り申出の希望が市にありまして、市の各部署に買取り申出の照会をかけたのですが、どこもなかったことから、今回こちら農業委員会さん宛てにあっせんの依頼がまいったものでございます。

この土地につきまして、担当地区の農家さんから買取りの希望がございましたら、事務局宛て、次の総会までにご連絡いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いいたします。

○議長 よろしいですか。それでは、もし皆様の担当地区で取得をご希望される方がいらっしゃいましたら、事務局までご報告をお願いいたします。

次に、依頼事項2件目、県内における遊休状態の農業用施設に関する状況調査の実施について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料の5をご覧ください。

今年も埼玉県から遊休状態の農業用施設に関する状況調査の実施について、こちらの文書がありまして、昨年度も同様の調査がございました。

内容といたしましては、県で行う、頑張る新規就農者応援事業において、施設園芸での就農希望者に対して、就農に必要な初期投資の負担軽減を図るため、県内の遊休状態の農業用施設の有効活用を推進することです。

こちらの調査回答の締切りは、年を明けた令和8年1月15日木曜日でございますが、この調査の回答を行うに当たり、農業委員会でいう遊休農地のパトロールの際に同時に遊休状態の農業用施設についても把握していただきたいと思っております。

併せてですが、農地パトロールにつきまして、昔は8月の終わりに農業委員会さんで地区ごとに合同でやっていたそうですが、こここのところの猛暑、夏がとても暑いので、8月は避け、9月末でお願いをしているところでございます。また、以前は地区ごとの合同パトロールというところで、車に地区ごとに何人かに分けて同乗して行っていたところでございますが、近年は個人個人でそれぞれの担当地区を回っていただいております。

この農地パトロールについてのやり方でございますが、今年も昨年と同様、それぞれ個人個人の皆様に担当地区を回っていただく形にするか、それとも以前実施していたやり方で、地区ごとに分乗し、日にちを決めて一斉に行うやり方にするか、どちらがよろしいかを決めていただきますようお願いしたいと思っております。

個人ごとで実施する場合は、ご自身のペースで行っていただけますが、一方で、どの程度で指導が必要かの判断をご自身で行っていただく必要がございます。地区ごとに実施する場合は、管理の状態についての共通認識を確認することができ、ただ、一方で時間を合わせるというデメリットがございます。どちらの方法で行うにしろ、9月の総会の際に皆様の担当地区の地図など資料をご用意いたしますので、10月の総会までにパトロールの結果をいただきたいと思っておりますので、お決めいただくようお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

農地パトロールについてでございますが、以前は幾つかのグループに分けて、車に分乗して、それぞれで担当地区を見て回ったのでございますけれども、それで農地をどう判断するか、そこで意見を交わして、ある程度その場でそういうことを繰り返すことによって、皆さんで共通の判断の基準認識ができていたと思うんですけれども、コロナ禍もあってそれができなくなって、今の状態、ここで農地パトロールをいたしまして、その農地の状況を見て判断する、なかなかどうも個人では丸なのか、バツなのか、その辺、判断が難しいというご意見もございまして、何かちょっと依頼を受けたときに判断をしかねる、そういう意見も出てきたので、このところをどうするかということで、皆様のご意見を伺いたいと思います。

先ほど事務局からあったように、グループでやると日時を指定しますから、それで判断するということですが、個人で移動する場合には自分の時間で行くという、ただ、事務局からこの物件を見てきてよと言われたときに、その農地の状態が丸にしているのか、それともバツにするのか、その辺の判断ですよね。明らかにきれいに整地されて耕耘されていけばそれはいいんだけど、草が生えていたり、いろいろするとどう判断していいか、ちょっと迷

うというか、判断しかねるというような状況も出てきて、その辺の確認をどうしたらいいか、以前のようにグループ分けでやるか、今やっております個々で農地パトロールをするか、そのいずれかだと思っんですけれども、皆さん、どうですか。

鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

私は農業委員になってまだ合同でパトロールをやったことがないので、どんな感じか、ちょっと分からないので、個人的に今までずっとやってきましたので、自由な時間を、先ほどもありましたけれども、自由な時間でできるので、それはベストなのかなと思います。

その判断、どれくらいがバツをつけるのだからというのは、皆さんの感覚が全部違うでしょうから、それを皆さんちょっとお話をしてもらったほうがいいと思います。私は個人がいいなと思います。

以上です。

○議長 ほかにご意見ございますか。

新井委員。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

田んぼと畑ではやはり感覚が違うと思うのですけれども、刈ってあっても、これくらいならまだいいかな。畑いっぱいだとこれではまずいだらうと。

○議長 確かに鈴木委員が言うとおりの、個人でやる場合は自分の空いた時間で、自分の自由な動ける時間でできるんですけれどもね。

○8番（鈴木 隆委員） 結構、堤外地なんかは道が細いので、それを停める場所がないんですよ。私は行くときは軽トラで行っていますけれど。

○6番（飯山敏行委員） たしか帽子を作りましたね。

○議長 帽子はみんなに配ってありますよね。農業委員の、青い……

○6番（飯山敏行委員） では、全員持っているんですね。

○議長 新人の方も全員には事務局、配ってあるでしょう。

○事務局 はい。

○議長 帽子はね。

○8番（鈴木 隆委員） かぶっていくんですね。

○議長 農地パトロールで、それもあるんですけれども、事務局から案件が上がってきたら、このところの農地を見てきてよというふうな案件があった場合になかなか判断しかねるという事例があるんですね。そのときにはちょっと農業委員さん個人では判断できないなという。

○3番（大塚一宏委員） 迷ったときはバツをつけちゃえばいい。バツがついたところは事務局が回って確認に行くから。

- 議長 いやいや、農地パトロールはそうだけれども、案件がきて、それで判断してくれという。
- 3番（大塚一宏委員） 案件も、事務局が行きますよ。
- 議長 一応見ますけれども、事務局が事前にやりますけれども、農業委員さんは後で行くじゃないですか。
- 3番（大塚一宏委員） 案件は写真を撮るから。
- 事務局 例えば判断がつかないものがありましたら、事務局のほうにご連絡いただきまして事務局のほうで写真を多めに撮ってきますので、そういった例えば皆さんで議論していただくというような方法もあるかと思うんですね、そうしますと皆さんと共通認識も図れるのかなど。
- 11番（篠木秀彦委員） すみません、今までコロナで個人的にやっていたと思うんですけども、その前は団体でやっていたんですね。私初めてやるんですけども、担当地区が全然分からない。畑が多いところなので、まとめればいいんだろうけれども、判断基準というのは自分の住まいのほうの市街化ならある程度見ていけるけれども、調整とか、あっちの振興のところなどでどこがよくて、どこが駄目なのかというのは判断しにくいので、できれば皆さんの個々の意見を聞きながら教えてもらったほうが間違いない。市街化なら多分問題ない。
- 3番（大塚一宏委員） だから基準を決めればいい。
- 8番（鈴木 隆委員） そうそう、基本的に……
- 3番（大塚一宏委員） 草丈の基準。
- 8番（鈴木 隆委員） そうそう、腰丈とか、膝までとか、2メートル、3メートルになっているところもあるわけだから。
- 6番（飯山敏行委員） うちが森ですから。
- 8番（鈴木 隆委員） それを腰とか、肩だとか、肩では伸び過ぎだな。腰、腰以上は、腰ということは要はこれくらいなわけではない。これくらい生えていたらもうアウトだよな。膝、膝くらいでセーフぎりぎりみたいな。
- 3番（大塚一宏委員） だから、トラクターでうなって、1回でうなって、すぐに次にまける。だからそうすると30センチくらいか。
- 8番（鈴木 隆委員） 以下だね。そんなのは堤外ではざらだから、すごいんだから。ぼうぼうなんだからさ。
- 3番（大塚一宏委員） そうというのはみんなバツ。
- 8番（鈴木 隆委員） 俺なんかは全部バツだけれども、なるべく遊休地をなくしたいという事なので。
- 6番（飯山敏行委員） 自然林ですから。

- 8番（鈴木 隆委員） 木か。
- 6番（飯山敏行委員） 木ですよ、こんなのですから。
- 8番（鈴木 隆委員） そういうのは二重バツだよ。
- 議長 篠木委員の場合は途中からでしたので、前任者の地域を引き継いでやってもらったので、全く土地勘のないところで。
- 6番（飯山敏行委員） たしか向こうの方々は、こちらのほうから車に乗せるんですよね。
- 議長 だから、八條周辺地区を重点的に。
- 8番（鈴木 隆委員） 川沿いです。篠木委員さん、俺と一緒に回ってあげるよ。一緒に回ってあげる。地図を見ていけば大体分かるから。
- 11番（篠木秀彦委員） では、みんなバツ点でしょう。
- 8番（鈴木 隆委員） いや、30センチ以上はバツ点だから。でも一人では分からない、最初は私も分からなかった。でも、地元のところだったから大体分かったけれども。
- 11番（篠木秀彦委員） だから、堤外に行ったきり、やっていて、あそこの家はやってないとか分かっているならいいけれども。
- 8番（鈴木 隆委員） 一緒に回りますよ。
- 3番（大塚一宏委員） たまたま、ふだんはよく、そんな長くしてない人なんだけれども、たまたま何かあって長くなっちゃった場所とか、そういう人はちょっとね、緩めに……
- 8番（鈴木 隆委員） 私は腰丈をラインにするね。
- 2番（鈴木新一委員） 事務局で例えばこの映像で、こういうのが田んぼは駄目です。畑はこういうのは駄目ですとかと、ちょっと勉強会ではないけれども、基準づくりでできないですか、大変でしょうけれども。
- 事務局 皆さんで話してもらってという鈴木委員さんからお話で、個々でパトロールをするというフットワークの軽さはやはり捨て切れない。ただ、やはり合意形成というか、共通認識も捨てがたいというふうなご意見があるというのもまた再認識しましたので、今局長もお話をしていたのですが、写真を、例えば10種類までいかないかもしれないですけども、5種類くらいは撮って、パターンを一度皆様にお示しをするですとか、先ほど大塚委員さんもお話をされていましたが、耕耘機でうなって、種を植えると芽が出てくるような状態というのが基本的には農地として良好な管理ということで、農業委員会事務局で農地転用許可申請を受け取る際にも、農地が転用するのであれば、農地として申請しないと駄目ですよというふうな話をされていて、種を植えて芽が出てくる状態でないと駄目だ、砂利になっている、どこに種を植えたか分からない状態になるようなのも駄目です。家庭菜園のように作物が植わっているのだったらいいでしょうというふうな言葉でお話はしているのですが、やはりイメージがつきづらいので、次回9月の総会の際に皆様にパトロールの資料をお配りするの

併せて、おっしゃられるような写真の資料をもう少し準備しようと思います。すみませんが、そのような形でもよろしいでしょうか。

○2番（鈴木新一委員） そうですね。それでよろしいんじゃないでしょうか。一人で行っても分かりづらい。

○事務局 そうですね、やはり。

○議長 何センチくらい、ある程度状況によって。

では、その農地パトロールの件は、従来どおりの個々でやる。そして共通理解というか、認識するために今事務局のおっしゃったような方法をお願いをする、それでよろしいですか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 次に、報告事項1件目、令和7年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 こちらは資料のほうはありません。

8月1日調査の件ですが、8月22日までの回収率は約70%となっています。未提出のお宅にもう一度調査票を郵送することにいたします。それでも未提出のお宅に対しましては、来月の総会のときに皆様にご回収をお願いするかもしれませんので、その際にはご協力をよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

次に、連絡事項1件目、八潮市農業委員会の慶弔規程について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料6をご覧ください。

八潮市農業委員会慶弔規程についてということで、委員相互の親睦を目的として、委員さんの間に不幸があった際の慶弔費の支給などが定められております。

規程の第3条のところですが、会費が年額5,000円となっております。9月に納入していただく取り決めとなっております。恐れ入りますが、来月徴収させていただきたいと思っております。

慶弔費の徴収方法ですが、皆様に5,000円をご持参いただいて直接納めていただく方法と9月の報酬から差し引かせていただく方法があるのですが、どちらがよろしいですか、お決めいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、慶弔費の徴取方法について、現金持参か、あるいは報酬から差し引く。

報酬額から慶弔費を差し引く、それでよろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 では、それでお願いします。

○3番（大塚一宏委員） これって何か変わったところがあるのですか、今までどおりか。

○事務局 農業委員会慶弔規程、一応案で示させていただいているのですが、こちらについて、資料6の第4条の5番なんですけれども、以前の規程ではその他重要な事項については正副会長に一任するという文言がありまして、農業委員会は副会長はおりませんので、会長に一任するという形で訂正したほうがいいかと思えます。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。

では、局長から。

○事務局長 皆様御存じかと思いますが、来月9月7日に八潮市長選挙及び八潮市議会議員選挙がございます。公務員につきましては行政の中立的運営に対する住民の信頼の確保というものでございますので、その立場を利用して選挙運動等を行いますと罰則がございますので、皆様お気をつけいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○事務局 それから、委員会の日程なんですけれども、今回は令和7年9月25日木曜日、午後2時からですが、会場が変わりまして、市役所4階の4-2会議室での開催となります。会場が変わりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にならなければ、これで議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 慎重審議、お疲れさまでした。

また、いつも健康の話で申し訳ないですけれども、私の卓球仲間で夫婦でコロナに感染した人が出まして、私は接触はありませんけれども、密室で何かやるときは気をつけていただきますよう、時々聞きますので、いずれかはやっているのかという気がいたします。

それから、まだまだ暑いので、暑さ寒さも彼岸までという言葉がありますので、それを信

用して、それまで我慢して頑張って活動していきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。これにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3 時 3 0 分